



平成 26 年 11 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社 U B I C
代 表 者 名 代表取締役社長 守本 正宏
(コード番号：2158)
問 合 せ 先 執行役員 谷口正巳
管理本部長
(TEL. 03-5463-6344)

**第三者割当による新株式発行（第 2 回割当）の中止および
有価証券届出書の取り下げに関するお知らせ**

当社は、平成 26 年 8 月 28 日開催の取締役会において決議し同日付「第三者割当による株式買取基本契約（包括的新株発行プログラム“STEP 2014 モデル”）締結ならびに第三者割当による新株式および第 10 回新株予約権発行ならびに新株予約権買取契約（追加発行オプション）の締結に関するお知らせ」（以下「本プログラム・プレスリリース」といいます。）にてお知らせしましたドイツ銀行ロンドン支店に対する第三者割当による新株式発行プログラム（以下「本プログラム」といいます。）に関し、第 2 回割当（割当予定日：平成 26 年 12 月 5 日）（以下「第 2 回目新株式発行」といいます。）を中止することを本日付の取締役会において決議し、あわせて関東財務局長へ提出しておりました第 2 回目新株式発行についての有価証券届出書を取り下げましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 第 2 回目新株式発行中止の理由

本プログラムは、1 回あたりの割当株式数（以下「割当単位」といいます。）を原則として 1,000,000 株と設定していますが、当社普通株式の 1 ヶ月平均出来高により割当単位が変更されます。第 2 回目新株式発行については、平成 26 年 10 月 17 日時点での 1 ヶ月平均出来高が 1,065,105 株となり、「対象期間中、当社普通株式の 1 ヶ月平均出来高が 1,069,778 株を下回った場合、割当は一時停止される」という割当単位変更に関する条項に当てはまります。また、割当の回復の条件である「その後 1 ヶ月平均出来高が 2,139,557 株を回復した場合には、割当単位は 5,000,000 株とする」という条項には当てはまらないため、当社はこの発行を中止することといたしました。

なお、本プログラムはその目的を資本・業務提携や M&A に必要な資金を調達することにおいていますが、現時点で新たな資金調達が具体的に必要な状況にはございません。また、当社は、本プログラムによる調達資金の使途である研究開発費用およびその他運転資金についても、第 2 回新株式発行中止による支障がないものと考えております。

注) 割当単位の変更条件の詳細について

詳しくは、本プログラム・プレスリリースの「I 包括的新株発行プログラム - 3. 本プログラムの概要 - (5) 割当単位の変更」に記載されております。

2. 今後の見通し

本プログラムは、原則として当社普通株式 1,000,000 株ずつ 4 回にわたる新株式発行および当社普通株式 1,000,000 株を対象とする新株予約権発行で構成されています。第 3 回割当（割当決議予定日：平成 26 年 12 月 10 日）および第 4 回割当（割当決議予定日：平成 27 年 2 月 18 日）の実施の有無については現段階では未定であり、第 2 回目新株式発行中止とは別に、各 M&A プロジェクトの交渉進行状況、資金需要その他の経営環境を考慮し、当社取締役会によってその都度決議されます。

なお、当社（連結）の本年度第一四半期および第二四半期の収益および収益性は、昨年度に比べて改善しています。これらは主に大型顧客を含む新規案件獲得や大型カルテル案件調査案件受注による売上高増加によるものです。また、それに伴い営業キャッシュフロー（連結）も改善しています。（詳しくは平成 26 年 11 月 13 日発表の決算短信等をご覧ください）。

他方では TechLaw Solutions, Inc. の買収（詳しくは平成 26 年 8 月 28 日付「TechLaw Solutions, Inc. の株式の取得（子会社化）に関するお知らせ」をご覧ください。）により米国での顧客パイプラインも増強され、平成 26 年 9 月度以降の売上（連結）に貢献しています。

損益計算書（連結）の推移（四半期毎）

(百万円)	2014 年 3 月期 第 3 四半期	2014 年 3 月期 第 4 四半期	2015 年 3 月期 第 1 四半期	2015 年 3 月期 第 2 四半期
売上高	1,103	972	1,319	1,569
営業利益	▲ 73	▲ 253	106	117
経常利益	31	▲ 305	99	177
四半期純利益	▲ 43	▲ 286	82	150

営業キャッシュフローの推移（半期毎）

(百万円)	2014 年 3 月期 4 月～9 月	2014 年 3 月期 10 月～3 月	2015 年 3 月期 4 月～9 月
税引前当期純利益	▲ 356	▲ 309	276
減価償却費	210	225	256
売上債権の増減額	105	246	▲ 195
仕入債務の増減額	▲ 99	▲ 16	131
その他	▲ 46	64	50
営業キャッシュフロー合計	▲ 186	211	517

(ご参考)

今回中止を決議した第 2 回目新株式発行の概要

(1) 発行新株式	当社普通株式
(2) 発行株式数	1,000,000 株
(3) 発行価額	未定（発行価額の算定方法は、新株式 1 株あたりの発行価額は、平成 26 年 11 月 18 日の取引所における当社普通株式終値に 90% を乗じた金額とする予定でした）
(4) 発行価額の総額	未定
(5) 資本組入額	未定

(6) 申込期日	平成 26 年 12 月 5 日
(7) 払込期日	平成 26 年 12 月 5 日
(8) 新株式交付日	平成 26 年 12 月 5 日
(9) 割当予定先および株式数	ドイツ銀行ロンドン支店 1,000,000 株
(10) 新株式の継続所有等の取決めに 関する事項	割当先との間において、割当新株式について、継続保有および預託に関する取り決めはありません。ただし、当社は割当先との間において、割当新株式効力発生日（平成26年12月5日）より2年間において、当該割当新株式の全部または一部譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名および住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告することの内諾を受けております。
(11) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。	

以上